

『時系列等報告書』を強要する管理者！！

10月3日の仕業検査において、Z16編成15号車の小便所の『自動空気抜き弁より水漏れのため、小便所コック締め切り扱い中』の申告が嶋田検修当直助役から現場にあった。

しかし、「N700系の交換用の自動空気抜き弁が名両所に現在は無い」と、当日の班長が嶋田助役に連絡し、嶋田助役からは「それでは、自動空気抜き弁の状態確認と写真撮影をしてください。東京で取り替え手配の処置をしますから」と連絡を受けた。

1時40分頃、仕業検査の前に自動空気抜き弁を取り外し、状態の確認と写真撮影を行った。その後、自動空気抜き弁をA組合員が取り付けの際に手を滑らせて小便所の便器の裏側に落とした。そして、3時5分頃までNO. 1. 2の洗面所下と小便所の裏側の配管部分を探したが自動空気抜き弁は見つからなかった。

その間の2時40分頃には、班長から連絡を受けた嶋田助役が作業現場に現れ、班長・申告担当・車両担当のA組合員に対して「物は見つかりませんか。3時15分からき電停止に入るため、このまま暗い場所での作業は危険であるし、出しが5時40分頃だから」、「私が見たところ走行や安全に支障が無いと判断して指令と相談のうえ、この電車を出しますから遅くとも3時10分には終了してください」「東京で自動空気抜き弁を取り替え作業の際に探してもらうように、良く話をしておりますから、もしも心配しているのであれば大丈夫です」と連絡を受けた。

最初から『報告書』を書かせることが、管理者の目的だ！！

10月6日、仕業の始業点呼終了後に前野助役から「2階の会議室に行ってください。南朴木計画助役が待っていますから」と言われA組合員は会議室へ向かった。すると会議室に、南朴木助役と谷村助役が入室して「3日のZ16編成15号車小便所の作業について、聞きたいことがあります。作業の流れ及び状況を聞きます」と言われ、A組合員は口頭で作業の流れを説明した。しかし、南朴木助役と谷村助役から「内容は、今の説明で良く理解できました。貴方の他にも関係者から詳しく聞いています」、「それでは、この用紙に、いま話したことを書いてく

ださい」と『時系列等報告書』をA組合員の前に差し出し、書くことを強要してきたのである。A組合員は「いま、『口頭で説明して、良く理解できた』と言ったでしょう。口頭で十分です。書きません」と、『時系列等報告書』を拒否すると南朴木助役から「それでは、業務指示違反を通告します」と通告してきたのである。

さらに、南朴木助役と谷村助役の事情聴取の後、井野首席助役が加わり管理者3名でA組合員に対して教育として『迅速かつ正確なる報告の重要性について』を行ったのである。

このときも、A組合員が『時系列等報告書』の提出を拒否すると井野首席助役はA組合員に対して、再度「では、業務指示違反を通告します」と2度目の通告をしたのである。

不当な『業務指示違反』通告だ！！

作業時にA組合員の周りにいた社員たちにA組合員の事情聴取を行う前段で管理者は、そのときの状況を立ち話程度で聞いただけであり、A組合員のような事情聴取などは行っていないのである。

グループ作業で、みんなの最先頭になって作業をしたA組合員に対して、なぜ『時系列等報告書』なのか？なぜ『業務指示違反』なのか？

管理者はA組合員に対して、当初から『時系列等報告書』を書かせることが目的であり、明らかに東海労の組合員を狙い『時系列等報告書』を書かせるための攻撃である。